

愛媛県雇用・人材確保対策協定

愛媛県と厚生労働省愛媛労働局（以下「愛媛労働局」という。）は、人口減少と地域経済縮小を克服する観点から、愛媛県が良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保等に取り組んでいることに鑑み、雇用・人材確保対策の面において、相互に連携を密にして各施策を展開していくため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県及び愛媛労働局が、それぞれの役割分担を踏まえつつ、密接な連携のもと、効果的・効率的に雇用・人材確保対策を実施することによって、人口の自然減・社会減に歯止めをかけ、もって地域経済社会の活性化を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第2条 愛媛県及び愛媛労働局は、前条の目的を達成するため、若者の地元企業への就職や女性の活躍推進、地元産業を支える人材の確保・育成などに連携して取り組むものとし、具体的な事項や数値目標については、毎年度、別途事業計画を定めるものとする。

2 前項の事業計画に係る事項は、愛媛県及び愛媛労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

（要請等）

第3条 愛媛県及び愛媛労働局は、それぞれが取り組む施策を推進するため、相互に必要な要請ができるものとする。

2 愛媛県及び愛媛労働局は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく取組において、愛媛県及び愛媛労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、愛媛県及び愛媛労働局が協議して別に定めるものとする。

附 則 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、その締結を証するため、協定書を2通作成し、愛媛県知事及び愛媛労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月15日

愛媛県知事

中村特広

愛媛労働局長

天野敬